令和８年度石川地方町村広域連携婚活事業業務委託契約書

委託業務の名称　　令和８年度石川地方町村広域連携婚活事業業務委託
委 託 料 の 額　　別紙仕様書のとおり
委　託　期　間　　令和８年〇月〇日から令和９年２月２８日まで

上記の委託契約について、委託者石川地方町村会長 〇〇　　（以下「委託者」という。）と受託者 〇〇〇　　（以下「受託者」という。）は、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の内容）
第１条　受託者は、この契約書に付属する仕様書に基づき、頭書の委託料で履行期間内に委託業務を行うものとする。

２　仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者間で協議して定めるものとする。

（契約保証金）
第２条　契約保証金は、免除する。

（業務内容の変更）
第３条　委託者は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、受託者と受託者間で協議のうえ書面により定めるものとする。

（損害負担）
第４条　委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）の必要径費は受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

（実績報告書等）
第５条　受託者は、全ての業務を完了したときは、遅滞なく、当該業務の処理成果を記載した実績報告書を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から１０日以内に検査を行わなければならない。

（委託料の支払い）
第６条　委託者は受託者に対して、委託業務遂行の対価として委託料を支払うものとする。

（秘密の保持）
第７条　受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の解除等）

第８条　委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部または全部を解除し、委託料の一部又は全部を支払わないことができる。

（１）履行期限までに委託業務を完了しないとき、または委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（２）第３条の規定に違反したとき。

（３）前２号の一に該当する場合を除き、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）当該相談者に迷惑を及ぼす行為をしたとき、またはこれに類する行為の恐れがあると認められるとき。

２　委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、受託者に対して委託料の１０分の１に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。

（補則）

第９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、その都度協議して定める。

この契約の証として、本書２通を作成し、委託者と受託者記名押印のうえ、それぞれ１ 通を保有する。

令和８年１２月　日

住　所　福島県石川郡石川字長久保１８５番地の４

委託者

氏　名　石川地方町村会　会長　○○　○○

住　所　○○○

受託者

氏　名　○○○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第１ 受託者は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、 個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第２ 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２ 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第３ 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (目的外利用・提供の禁止)

第４ 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 (安全管理措置)

第５ 受託者は、委託者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第６ 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務を行うために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (作業場所の指定等)

第７ 受託者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、委託者の指定する場所で行わなければならない。

２ 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第８ 受託者は、業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

２ 受託者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３ 受託者は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を委託者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第９ 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告しなければならない。

２ 受託者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について委託者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 委託者は、受託者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受託者に対して必要な報告を求めるなど、受託者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２ 受託者は、前項における報告について、委託者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第 11　委託者は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第 12　受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子 会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならな い。

２　受託者は、委託者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第 13　受託者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第 14　受託者又は受託者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受託者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２ 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 15　業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると委託者が認めたときは、委託者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。